

開かれた市民参加の市政をめざして

会議公開の指針

那 覇 市

那覇市の会議の公開に関する指針

昭和63年10月28日

市長決裁

この指針は、情報公開制度の基本理念に基づき、那覇市の「会議の公開」に関して、そのあり方を示したものである。

1 目的

審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等のより公正な運営を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市民参加の推進に寄与することを目的とする。

2 公開の対象となる会議

公開の対象となる会議は、名称のいかんを問わず、市民、学識経験者等で構成され、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく条例及び地方公営企業法第14条の規定により、審議、審査又は調査等のために設置された審議会、審査会又は調査会等（以下「審議会」という。）の会議とする。

3 会議公開の基準

審議会の会議は、公開することを原則とする。ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）第7条第1項の規定に該当する情報に関し、審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会の会議の公開、非公開の決定は、審議会の長が当該会議に諮って行う。

5 会議公開の内容

- (1) 会議日程等の事前公表
- (2) 会議の傍聴
- (3) 会議資料及び会議記録の公表

6 会議日程等の周知

- (1) 会議の日程等は、事前に公表するものとし、おおむね会議の1週間前までに行うものとする。

ただし、会議の開催が急を要しその暇のないときは、この限りでない。

- (2) 会議の事前公表は、会議開催の「公告」（第1号様式）を掲示板等に掲示し、又は市公報、広報誌、報道機関等を活用して行うものとする。
- (3) 会議の開催を事前に公表するに当たっては、会議の開催日時、場所、議題、傍聴者の意見提出の期限及び窓口を明記するものとする。

7 公開の方法等

- (1) 審議会は、公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、市民に傍聴を認めるものとする。
なお、審議会の長は、会場の秩序維持のため、必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。
- (2) 審議会の長は、審議に関して提出された資料について、審議会に諮り、その同意を得て、これを傍聴者に閲覧させることができる。
- (3) 審議会の長は、報道機関の取材活動について十分配慮するものとする。

8 意見の聴取

- (1) 審議会の会議について意見を提出することを望む者は、審議会開催の2日前までに、意見書（第2号様式）で行わなければならない。
- (2) 審議会の長は、前号の意見書の提出があった場合は、その意見を事務局に報告させるものとする。又、特に必要と認める場合は、審議会の同意を得て、当該意見書を提出した者の意見を聴取することができるものとする。

9 会議の記録等

審議会は、会議の結果については、報道機関等に公表するとともに、速やかに、会議の記録（第3号様式）を作成して市民の閲覧に供するよう努めるものとする。

10 運用状況の公表

審議会は、会議の公開の状況について、年1回公表しなければならない。

付 則

この指針は、平成26年7月1日から施行する。

会議の公開に関する実施方針

(昭和63年10月28日 市長決裁)

1 趣 旨

本市は、市民の知る権利の保障と市政への市民参加の推進を目的に、本年4月より情報公開制度を実施したところであるが、同制度の趣旨、目的がなお実効的に保障されるためには、市政に関する情報が広く公開される必要があり、そのためには、公文書公開制度だけではなく、会議の公開その他の情報提供施策についてもその充実、強化を図らなければならない。

このような観点に立ち、本市は、市政に関する意思形成又は意思決定過程における重要な役割、機能を有する市の会議について、特にその重要性を認識し、会議運営の公正性を確保するとともに、市政への市民参加を一層推進するため、「那覇市の会議の公開に関する指針」(以下「指針」という。)を制定し、公開原則のもとに会議の公開を行うものである。

2 「指針」の意義

この「指針」は、本市が会議を公開することにつき、その目的、内容、方法等について、市長の方針を明らかにしたものであり、当該事務の執行、運営についての基本に関する事項を定めたものであって、訓令に準ずるものである。

従って、会議を所管する各事務部局においては、市長が制定する「指針」に基づいて会議を運営しなければならないものである。

3 実施機関

市長 教育委員会 農業委員会 選挙管理委員会 公平委員会 固定資産評価審査委員会 監査委員
上下水道事業管理者

4 実施の方法

(1) 市長において、「指針」を制定し、同「指針」に基づき、市長事務部局における各会議の公開を行うものとする。

(2) 各行政委員会においても、同「指針」に基づき、会議の公開を行うものとし、実施について当該各機関に対し市長が要請する。

5 公開の対象となる会議

「指針」により、公開の対象となる会議は、次のとおりとする。

(1) 「附属機関」の会議

ア「那覇市附属機関の設置に関する条例」により設置している市の附属機関の会議

イ 上記ア以外の条例により設置している市の附属機関の会議

ウ 地方公営企業法第14条の規定により設置する附属機関の会議

(2) 「行政委員会」の会議

教育委員会 農業委員会 選挙管理委員会 公平委員会 固定資産評価審査委員会 監査委員

6 実施時期

実施は、昭和63年11月1日より、公開が可能な会議から順次実施するものとし、昭和63年度中には全庁が実施できるよう条件整備を図るものとする。

7 公開の前提となる措置事項

(1) 会議を所管する各機関(担当事務部局)は、必要に応じて会議を見直すとともに、「会議公開」の理念に即し、会議に係る規則等の改正を行うものとする。

(2) 会議の開催及び公開が円滑に行えるよう、録音装置、傍聴席等を配慮すること。

(3) 会議録作成のための補助手段となる録音テープの確保等必要な予算の確保については、各担当事務局において行うこと。

8 会議公開に当たっての留意事項

(1) 各会議の担当事務局は、各会議の自主性を尊重して、各構成員の承認を得る等民主的手続きに十分配慮すること。

(2) 各会議の担当事務局は、会議の公開が法令と抵触しないことを確認したうえで、それぞれ必要な措置をとるものとする。

会議の公開・情報公開制度・個人情報保護制度のお問い合わせは

市 政 情 報 セ ン タ ー	8 6 2 - 9 9 3 0
上下水道局総務課	9 4 1 - 7 8 0 1